

## 放課後学童クラブの具体的基準と葉山町の状況

基準の項目	内容	現行の葉山町の適合状況
従事する者 【従うべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童の遊びを指導する者」の資格があり、研修（都道府県）を受講した者</li> <li>・資格は、保育士、社会福祉士、教員免許（幼・小・中・高）など。</li> <li>一定の経過措置について検討される予定。</li> </ul>	<p>（適合）</p> <p>職員 2 名のうち最低 1 名は、「児童の遊びを指導する者」の資格あり。</p> <p>ただし、研修（都道府県）受講は必要。</p>
員数 【従うべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を 2 人以上配置することとし、うち 1 人以上は有資格者とする。</li> </ul>	<p>（適合）</p> <p>職員 2 名配置。</p>
児童の集団の規模 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね 40 人までが適当。</li> <li>・40 人を超える場合は、複数のクラブへの分割や複数の児童集団に分けて対応するよう努める。</li> </ul>	<p>（一部適合）</p> <p>定員は 40 人以内。</p> <p>ただし、実態としては一部実施場所で、40 人を超えている。</p>
施設・設備 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用室・専用スペース</li> <li>・児童 1 人あたり 1.65 m<sup>2</sup> 以上の面積。</li> <li>・生活の場としての機能が十分に確保されること。</li> </ul>	<p>（一部適合）</p> <p>目安の面積は満たさないが、専用スペースあり。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他</li> <li>・静養スペースを設けることが適当。</li> </ul>	<p>（一部適合）</p> <p>一部の実施場所で静養スペースあり。</p>
開所日数 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間 250 日以上が原則。</li> </ul>	<p>（適合）</p>
開所時間 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日は 1 日 3 時間以上。</li> <li>・休日は 1 日 8 時間以上。</li> </ul>	<p>（適合）</p> <p>平日 + 土曜開所。</p>
その他の基準 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害対策</li> <li>・虐待等の禁止</li> <li>・秘密の保持</li> <li>・保護者・小学校等との連携</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・安全管理</li> <li>・アレルギー対策 など</li> </ul>	<p>（適合）</p> <p>ただし、おやつは提供していないので、アレルギー対策は該当なし。</p>

(参考)

- ・従うべき基準 …… 必ず適合しなければならない基準。
- ・参酌すべき基準 …… 地方自治体が十分に参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準。ただし、変更する場合には、その説明責任は地方自治体に求められる。